最終更新日：2019年6月26日

日本瓦斯株式会社
代表取締役社長　和田眞治
問合せ先：03-5308-2111
証券コード：8174
http://www.nichigas.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、以下の経営理念に基づき、企業価値の増大を図ることが、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等（以下、「ステークホルダー」といいます。）との信頼関係を築き、期待に応えるものと考えております。係る経営理念の実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレートガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保します。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努めます。
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、添付の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）をご覧ください。

経営理念
（1）地域社会に対する貢献
環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

（2）企業の持続的成長を目指す
地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

（3）人的資源の尊重
社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-③】（最高経営責任者等の後継者計画）
【補充原則4-3-②③】（CEO選解任のための客観性・適時性・透明性ある手続）
後任の代表取締役社長については、代表取締役社長が、取締役会に提案し、係る提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認することとしていますが、後継者計画の策定・運用も含めた選解任プロセスの整備については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-10-①】（独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置）
当社は、独立社外取締役を2名選任しており、取締役等の指名に関しては、取締役会を通じて適切に検討しております。
また、取締役等の報酬に関しては、独立した第三者たる有識者（評価委員）と社長以外の代表取締役2名が個別面談を実施し、面談結果をもとに評価委員が行った評価と連結営業利益を加味して適切に検討しております。
また、諮問委員会の設置に向けて、構成や審議事項について現在検討を進めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
「ガイドライン」　第7条（政策保有株式に関する方針）をご覧ください。
なお、前年度は3銘柄の縮減をいたしました。また、取引先が保有する当社株式の縮減も積極的に行いました。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
「ガイドライン」　第10条（関連当事者間の取引）をご覧ください。
なお、現在、当社と役員との間の取引はございません。

【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）をご覧ください。
当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3-1】（適切な情報開示と透明性の確保）
当社では、以下のとおり開示することによって主体的な情報発信を行っています。
（1）経営理念、経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ、統合報告書、株主総会資料、決算説明会等で開示し説明をしています。具体的には、経営理念につき当社ホームページ内の「経営理念」ページ（URL：https://www.nichigas.co.jp/corporate/philosophy/）、経営戦略につき当社ホームページ内の「社長メッセージ」（URL：https://www.nichigas.co.jp/corporate/greeting/）、統合報告書（URL：https://www.nichigas.co.jp/ir/library/anual/）
経営計画については決算説明資料(URL：https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/）をご覧ください。
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、上記1．「基本的な考え方」及び添付「ガイドライン」をご覧ください。

(3)「ガイドライン」第23条（取締役等の報酬決定の方針・手続）をご覧ください。
(4)「ガイドライン」第22条(取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名）をご覧ください。
(5) 個々の取締役・監査役の略歴等、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類で開示しています。第64回定時株主総会招集通知の参考書類につきましては、当社ホームページの「IRニュース」（URL：http://www.nichigas.co.jp/ir/ir _ news/）内に掲載しております。また、委任型執行役員につきましてはその経歴等をアニュアルレポートに掲載しております。

【補充原則4-1-①】（取締役会の役割・責務）
「ガイドライン」 第15条（取締役会の役割・責務）をご覧ください。

【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準・資質）
当社の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。また、当社では、取締役会で活発な討議がなされることを重視し、経験豊富な公認会計士、海外事業にも精通した投融資経験者というバックグラウンドの異なる独立社外取締役の選任を行っております。
さらに、当社では、独立社外監査役として弁護士資格を有する大学教授、経験豊富な公認会計士及び弁護士の選任を行っております。

【補充原則4-11-①】（取締役会の全体としての能力、多様性の考え方）
「ガイドライン」 第15条（取締役会の役割・責務）をご覧ください。

【補充原則4-11-②】（取締役、監査役の兼任状況）
当社では、社外取締役以外の取締役は他の上場会社の役員を兼務しておりません。社外取締役及び監査役の他の上場企業の役員との兼務状況につきましては、有価証券報告書等で開示しておりますが、兼務先の数も合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると判断しております。

【補充原則4-11-③】（取締役会の実効性自己評価）
「ガイドライン」 第25条（取締役会の実効性の評価）をご覧ください。
なお、2018年度の各取締役の評価に関しては、独立した第三者たる有識者（評価者）から取締役としての評価基準に達しているとの評価を受けました。また、社外役員から、1．取締役会の構成・運用 2．戦略と実行 3．リスクと危機管理 4．株主との対話等について取締役会はガバナンスコードに則り全体として実効性はあるとの評価を得て、取締役会における建設的な議論が増えていることは評価できる。今後、取締役会のモニタリング機能を高めるために、付議事項の個別具体的な規程化、リスク洗い出しと危機管理体制の構築、社外役員が経営に係わる情報にアクセスできる仕組み作りを行ってもらいたい。また、ICTや海外への投資等の取締役会で承認した事案に関する、進捗状況・効果測定の報告を意識してもらいたいとのご意見をいただきました。これらの評価を基に取締役会として協議を行った結果、2018年度の取締役会の実効性は全体としてあったと評価いたしました。

【補充原則4-14-②】（取締役、監査役のトレーニング方針）
「ガイドライン」 第27条（取締役、監査役のトレーニング方針）をご覧ください。

【原則5-1】（株主との建設的な対話に関する方針）
「ガイドライン」 第28条（株主との対話）をご覧ください。
当社は、決算説明会を年2回開催しており、その模様は当社のホームページの「IRニュース」（URL：https://www.nichigas.co.jp/ir/ir _ news/）で開示しています。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,992,000 | 7.17 |
| GOLDMAN, SACHS＆ CO. REG | 2,942,835 | 7.05 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,701,400 | 4.08 |
| 東京電力エナジーパートナー株式会社 | 1,460,000 | 3.50 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 1,382,407 | 3.31 |
| 野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱ＵＦＪ銀行口） | 1,350,000 | 3.24 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,204,000 | 2.89 |
| 日本生命保険相互会社 | 961,220 | 2.30 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 933,104 | 2.24 |
| 株式会社三井住友銀行 | 880,938 | 2.11 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

### 補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 更新 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 11 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 井出　隆 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 河野　哲夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 井出　隆 | ○ | ――― | 井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関する高い見識を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 河野　哲夫 | ○ | 河野哲夫氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行に過去在籍しておりました。当社グループは2019年3月期末の実績として、同行に対して8,282百万円の借入残高があります。同行は当社の株主ですが、その持株比率は当社の株式総数の2.1%であり、また同氏が退任後10年以上が経過していることから、当社と同行の関係が、同氏の職務遂行に影響を及ぼすものではないと考えております。 | 河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し、金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、監査室を設置し対応しております。監査役会は、監査役4名（うち3名が社外監査役）で構成しており、取締役会に出席するとともに、定期的または必要に応じて随時監査役会を開催しているほか、常勤監査役による重要な会議への出席、決裁書類の閲覧などを通じて業務監査を行っております。
さらに、監査役は、内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会との連携をはかるとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携をはかっております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 山田　剛志 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 中嶋　克久 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 五味　祐子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 山田　剛志 | ○ | ――― | 弁護士として活動するとともに、成城大学大学院法学研究科教授として会社法と金融法を専門として指導しております。その専門知識と見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけると考えております。<br>その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。 |
| 中嶋　克久 | ○ | ――― | 公認会計士としての監査法人勤務、ベンチャーキャピタルおよび預金保険機構への出向経験から企業価値評価、株式価格鑑定に関する高い専門性を有しております。また、M&A・組織再編コンサルティング会社の経営者として経営に関する高い見識も有しているため、監査役としての有用な指摘を行っていただけるものと考えています。<br>その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。 |
| 五味　祐子 | ○ | ――― | 弁護士として危機管理・リスク管理等に関する豊富な知識と経験を有しております。その知識及び経験を活かし、専門的かつ独立した見地から当社の監査を行って頂くことで監査役監査を強化することが期待できると考えております。<br>その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、その他 |

### 該当項目に関する補足説明

対象取締役等の業績向上、インセンティブ強化を目的として、平成27年7月分より基本報酬の一部に業績連動部分を導入することといたしました。
また、各取締役・委任型執行役員に対して株主と株式価値を共有すべく株式報酬としてBIP信託制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しており、総額を開示しております。
前事業年度の取締役の報酬等の総額 15名 346百万円

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び委任型執行役員の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部が前期の営業利益に連動して増減するように設計されており、各取締役・委任型執行役員の個別の報酬については前期の業務執行の結果等を踏まえて独立した第三者たる有識者（評価委員）による評価を受けて決定されます。また、各取締役・委任型執行役員に対して株主と株式価値を共有すべく株式報酬としてBIP信託制度を導入しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフはおりませんが、総務部でサポートしております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

現状の体制の概要
1．業務執行体制
当社は定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長及びグループ会社社長等が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
2．監査体制
監査役会は常勤監査役1名と社外監査役3名で構成されております。監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため毎月取締役会に出席し、うち、常勤監査役は、取締役会の他、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、各委員会と連携をはかっております。
社外監査役には、取締役会から独立性が高く、財務・会計並びに会社法等に知見を有する人材が選任されております。以上により当社は監査の実効性の確保、監査機能の強化に努めております。
監査役及び会計監査人は、監査業務に関し情報、意見交換等を行い、相互に連携をとり監査業務にあたっております。
会計監査業務を行った公認会計士の氏名（所属する監査法人、継続監査年数）田中　伴一（協立監査法人 5年）、作花　弘美（同 1年）、なお、公認会計士5名が補助者として会計監査業務に関っております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は、経営の客観性と透明性を高め、経営理念の実践によってステークホルダーの満足を実現し、永続的に企業価値を向上させることが企業経営の重要課題と位置付けております。
当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持し、かつ、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図るものとしております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2019年6月26日に開催いたしました定時株主総会では、3週間前に招集通知を発送いたしました。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 発送日に開示いたしました。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 2019年5月及び2018年11月に決算説明会を開催致しました。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算関係資料や株主向け資料と共に、決算説明会の動画も掲載しています。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | コーポレートコミュニケーション部が、窓口となっております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様に業績評価をして頂くことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、経営理念「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」を策定・公表しております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 当社グループは関東一円を供給エリアとして、LPガス事業、都市ガス事業、コミュニティーガス事業をコアに、総延長数6千キロにも及ぶガス導管ネットワークを基盤として、約150万世帯のお客様に、安全に安定的に、より安価にガス体エネルギーを提供するとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することで地域社会の価値向上に資するとともに、LPガスおよび天然ガスの高度、高質運用の基盤整備に不退転の決意で取組んでおります。さらに、当社グループの特徴が地域社会に密着した一般家庭用の分野である特性を生かし、行政サービスなど様々な異業種サービスとの連携を通じて地域防災や地域活動に積極的に関わることで、コーポレートガバナンスやコンプライアンスを包括するＣＳＲ（社会貢献）の取組みを強化して参ります。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．業務運営の基本方針
当社は、経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するために、連結グループ全体の視点から内部統制の整備運用評価作業を実施する必要があることから、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置し、下部組織に「内部統制ワーキンググループ」を編成の上、内部統制システムの整備及び運用を進めることにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

2．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、経営企画本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。
コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。
また、当社は、相談・通報体制として「グループ・ヘルプライン」を設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、監査室もしくは社外窓口である弁護士事務所に通報するように定めます。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対して断固たる姿勢で臨みます。
財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等と適合性を確保するため、経営企画本部を中心に十分な体制を構築します。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、経営企画本部長を統括責任者、総務部を事務局とし、法令・社内規程に基づき情報の保存・管理を行います。
取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧できます。
また、情報セキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応します。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスクを横断的に認識し、リスク分類毎に各業務の所管部門がリスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、リスクの予防、軽減及び回避を行うための方策の策定・運用に継続的に取り組みます。「グループリスク管理規程」を制定し、当社グループ全体のリスク管理を統括する組織として、経営企画本部長を委員長、各リスクの所管部門長（各グループ会社の責任者を含む）を委員とし、監査室を事務局とした「リスク管理委員会」を設置の上、リスク管理体制の整備及び運用を推進します。当社グループ全体において有事の際には「グループリスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたります。
平時から、リスク管理委員会において、当社におけるリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を作ります。万一の災害時に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー事業部が専門的な立場から、安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行います。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。業務執行と経営効率を向上させるため、常務以上によって構成される常務会を毎週、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。
また、当社においては代表取締役社長が各種会議や研究等を通じて直接社員と対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築します。

6．当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、経営企画会議などの会議に、グループ各社の社長等が参加する。
非常事態発生時の子会社を含めた連絡網によって当社への迅速な報告を行う等、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築します。
当社の内部監査部門による子会社の内部監査及び内部統制活動のレビューを行います。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを概括的に管理します。
「リスク管理委員会」には、グループ会社も参画し、横断的に当社グループ全体のリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を検討します。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社から当社に対し、中期経営計画及び年度事業計画を提出し、連結ベースでの業績管理を行います。
当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入し、グループ共通のシステムを構築し、グループ内の情報共有を図ります。
グループ内での業務の見直しを適宜行い、適正な人材の配置を行います。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ全体の役員・従業員に適用される行動規範及びコンプライアンス基本方針を定めます。
グループ全体の役員・従業員に対するコンプライアンス研修を実施します。
当社又は子会社の内部監査部門による子会社の監査を実施します。

7．監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項
監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図ります。

8．監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の役職員が監査役に報告するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めます。

なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と情報交換を行い、緊密な連携を図ります。
(2) 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制
子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告します。
子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告します。
(3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定めます。
(4) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査費用を支弁するための予算を確保します。
監査役が、外部専門家（弁護士・公認会計士等）への委嘱に関する合理的な費用の負担を求めたときは、速やかにこれに応じます。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「コンプライアンスマニュアル」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対しては断固たる姿勢で臨むことを基本方針としております。
⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は「コンプライアンス・マニュアル」において反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、役員及び従業員等に、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導しています。
また、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しており、反社会的勢力の不当要求に対しては総務部を統括部署として組織的に対応いたします。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

当社は、2017年6月28日第63回定時株主総会にて企業価値向上プラン（買収防衛策）を廃止いたしました。本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

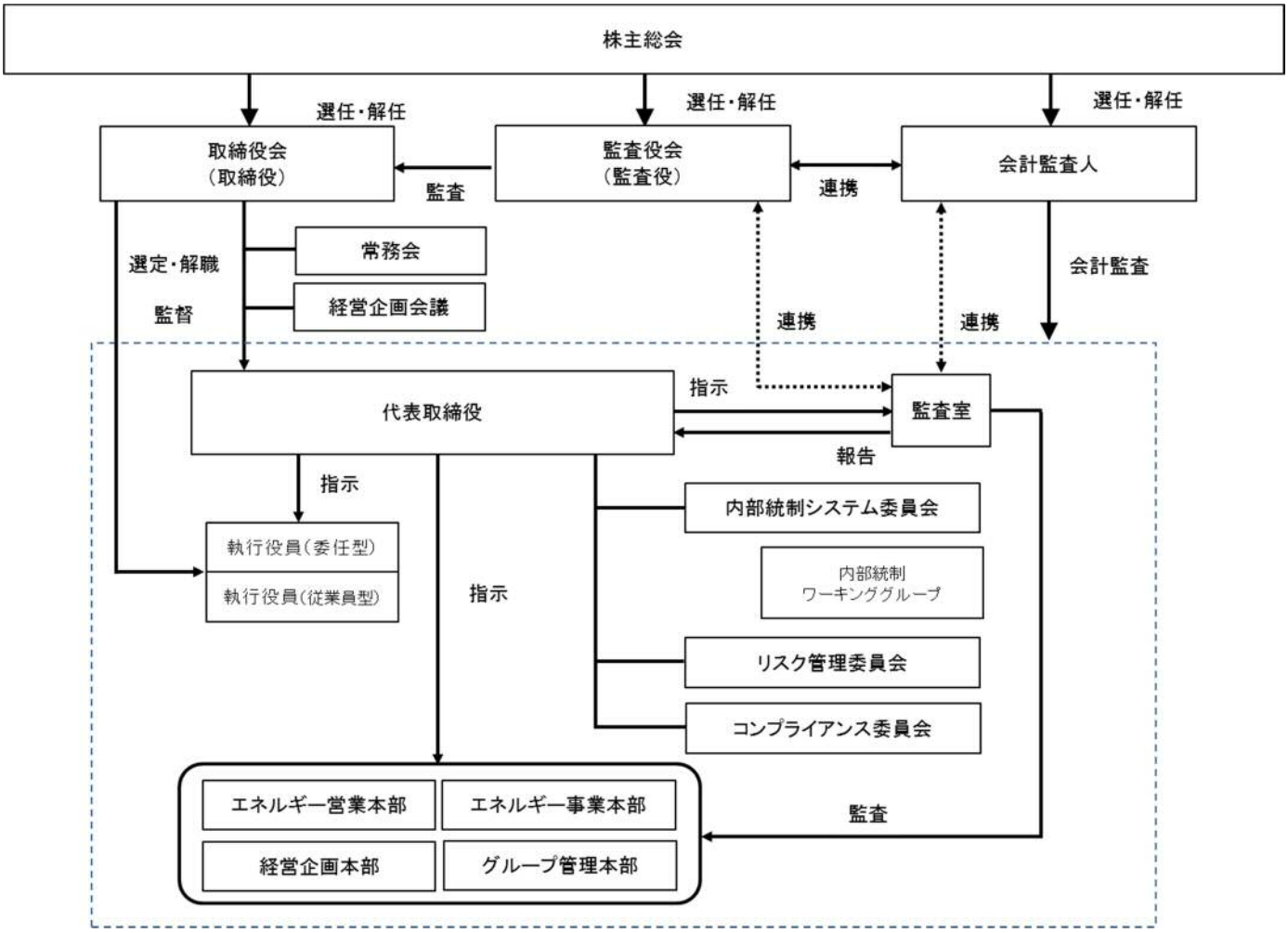

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

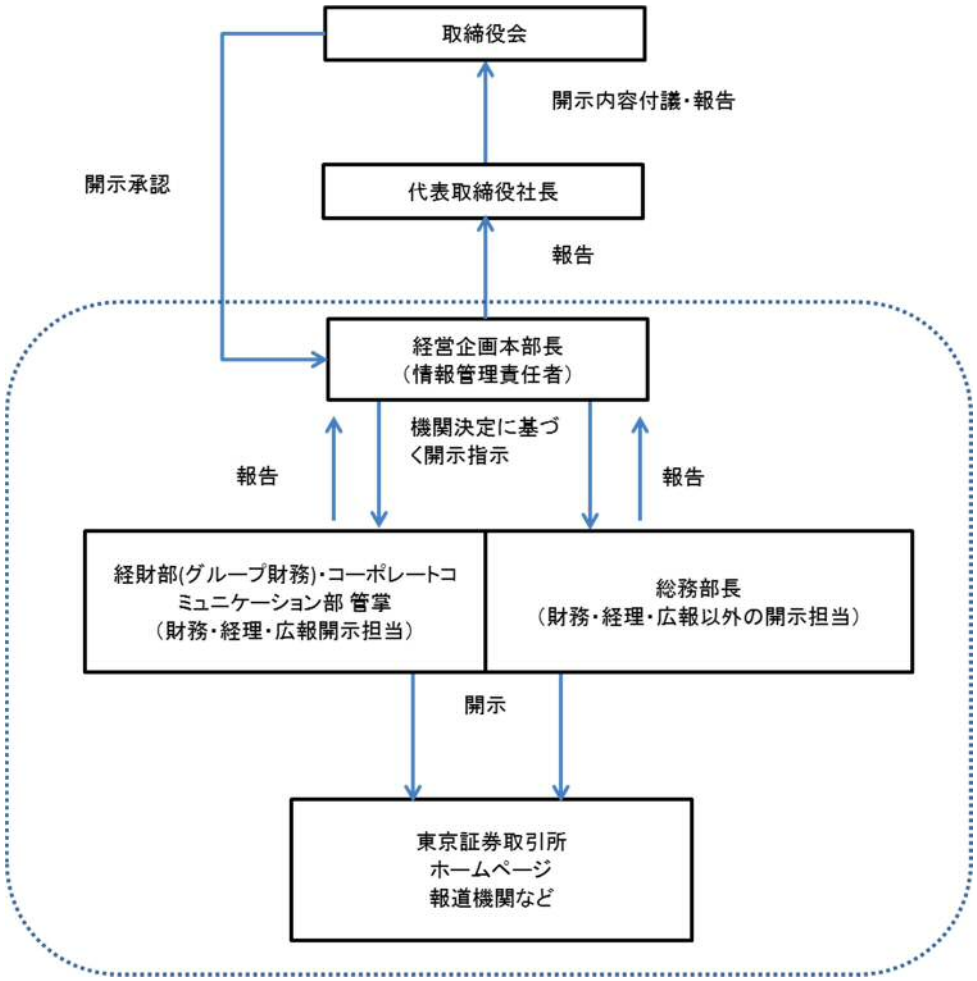


1.　会社情報の適時開示に関する基本方針

・当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、すべての株主・投資家の皆様に対して、適時、適切かつ公平に開示するよう努めております。

　このため、適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（内部者取引管理規程）を定めており、また、その他の適時開示情報については、情報管理責任者が総務部長と連携し、適時、適切な開示が行える体制を構築しております。

2.　会社情報の適時開示に関する社内体制

・適時開示情報に該当する決定事実・発生事実は、社内規程に定める情報管理責任者である経営企画本部長が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、把握しております。

・適時開示情報に該当する重要情報を把握した情報管理責任者は、漏洩等が発生しないよう厳格に管理しております。

・適時開示情報のうち財務・経理に係る情報は経財部(グループ財務)・コーポレートコミュニケーション部　管掌が、それ以外の情報は総務部長が担当しております。

・適時開示情報の具体的な公表内容及び時期は、情報管理責任者が適時開示情報の担当となる経財部(グループ財務)・コーポレートコミュニケーション部　管掌及び総務部長と協議のうえ起案し、取締役会で決定いたします。なお、緊急の場合は代表取締役が決定いたします。

・グループ会社の情報につきましては、経営企画会議等を通じ、適時、適切に把握できる仕組みとなっております。

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

2018年12月13日

日 本 瓦 斯 株 式 会 社

## 第1章　総則

（目的）

第1条　本ガイドラインは、日本瓦斯グループが（以下、「当社グループ」という。）経営理念に基づき、持続的な成長を維持し、中長期的な企業価値向上を実現させるためのコーポレートガバナンスに対する枠組と運営方針を明らかにする。

（経営理念）

第2条　当社グループの経営理念は次のとおり。

（1）地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献する。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考える。

（2）企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努める。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努める。

（3）人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素である。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指す。

（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

第3条　当社グループは、前条の経営理念に基づき、企業価値の増大を図ることが、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等（以下、「ステークホルダー」という。）との信頼関係を築き、期待に応えるものと考える。係る経営理念の実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレートガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保する。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得ると

ともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努める。

## 第2章　株主の権利・平等性の確保

（株主総会）

第4条　当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であると考え、可能な限り、いわゆる集中日を避け、アクセスの良い場所で株主総会を開催する。また、参考書類等の資料については、当社ホームページで開示し、当日、出席できない株主の議決権行使については、議決権行使書の郵送やインターネットによる方法を採用する。

2　当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する株主が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使をあらかじめ希望する場合の取扱いについて信託銀行等と協議を行う。なお、現在のところ株主総会において、実質的な株主の指示にしたがった議決権の不統一行使が可能となっている。

3　当社は、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを導入し、招集通知（参考書類等）の英訳をホームページ上で開示する。

4　当社は、相当数の反対票が投じられた議案について、株主総会終了後の取締役会において、議決権行使助言会社の方針等を参照し、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析と対応について検討する。

（株主の平等性の確保）

第5条　当社は、原則年2回以上の機関投資家向けの決算説明会を実施し、その動画を当社ホームページに掲載し、少数株主も閲覧できるようにする。また、会社法上、少数株主に認められる諸権利については、「株式取扱規程」で権利行使の方法を定めるなど、その権利行使を円滑に行えるよう十分に配慮する。

2　当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保及び適切な権利行使に資するため、法律上で開示が課される書類に限らず、適宜、当社ホームページ、アニュアルレポートなどを通じて、英語版も含め、必要な情報開示を行う。

（資本政策の方針）

第6条　当社は、投資家との面談、年2回以上開催する決算説明会及びアニュアルレポートなどを通して、資本政策の方針について説明を行う。

（政策保有株式に関する方針）

第7条　当社は、原則として政策保有株式に関しては縮減していく方針とし、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合にのみ、株式の政策保有を行うものとする。

2　当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値及び当社の企業価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損するものに対しては反対票を投じるものとする。

（株主の権利保護）

第8条　当社は、支配権の変更や大規模な希釈化を伴う資本政策を行う場合、不当に既存株主の利益を害することのないよう、社外取締役を含む取締役会でその必要性・合理性を協議し、さらに社外監査役を含む各監査役の意見を聴取した上で決議する。また、その資本政策が当社の企業価値向上に資するものであることについて、株主に十分な説明を行うものとする。

## 第3章　ステークホルダーとの関係

（行動規範）

第9条　当社は、当社グループのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土を醸成するべく、行動準則として「倫理規程」を定め、実践する。

（関連当事者間の取引）

第10条　役員、主要株主その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとし、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認する。

2　取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、その内容について取締役会で報告することとし、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築している。

（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

第11条　当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当していない。

（ステークホルダーとの関係）

第12条　当社グループは、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な関係が会社の持続的成長にとって重要であると考え、これを経営理念で規定している。

2　当社グループは、性別を含め人材の多様性が会社成長の大きな原動力になると考えている。

3　当社グループは、内部通報制度の窓口を他部門から独立した監査室とする他、弁護士を窓口にするものを設定している。また、通報者を秘匿すること及び通報者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する旨、明示的に社内規則に定めている。

## 第4章　情報開示

（情報開示）

第13条　当社は、会社経営に関する重要な財務・非財務情報を可能な限り開示することがステークホルダーの適切な理解を得るのに必要であると考え、会社法、金融商品取引法等関係法令及び東京証券取引所が定める規則に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的かつ積極的に取り組み、また、提供する情報が、正確で利用者によってわかりやすく、有用性が高いものとなるよう努める。

## 第5章　コーポレートガバナンス体制

（機関設計）

第14条　当社は、経営の客観性と透明性を高め、経営理念の実践によってステークホルダーの満足を実現し、永続的に企業価値を向上させることが企業経営の重要課題と位置付けている。

2　当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持し、かつ、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図るものとする。

（取締役会の役割・責務）

第15条　当社の取締役会は、営業、財務、人事、資本政策、海外、保安、企画及び総務の各部門を管掌する取締役、それらを統括する責任者である取締役並びに会計財務、資本政策

等に知見を有する社外取締役により構成している。取締役は、定款に基づいて現在11名が就任し、迅速かつ適正な意思決定及び監督を継続的に遂行していく適切な体制規模とする。

2　取締役会は、「取締役会規則」において取締役会に付議すべき事項を定め、当該事項に関して審議及び決議する。また、当社は常務会や責任部署への権限委譲を進め、「常務会規程」及び「職務権限規程」に基づき、一部の決裁事項を委譲し、意思決定の迅速化を図っている。取締役会は、全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

3　取締役会は、経営理念によって企業戦略等の大きな方向性を示し、取締役・経営陣全体で共有の上、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整える。

4　取締役会は、事業環境の変化に応じた進行事業年度の経営計画を策定し、当該計画に対して達成度を確認し、未達成な場合その原因と対策を決算資料等で開示し、次期事業年度の経営計画に反映させる。

5　当社におけるコンプライアンスの取り組みは、コンプライアンス委員会を設置している。
また、内部統制については、内部統制システム委員会を設置し、下部組織に「内部統制ワーキンググループ」を編成の上、内部統制システムの整備及び運用を進めることにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っている。年1回、取締役会で会社法上の内部統制システムの運用状況の評価と内部統制基本方針の見直しを行うと共に、金融商品取引法に基づく内部統制報告書を取締役会に付議して内部統制が有効であることを確認する。

6　取締役会は、前各項を実行なさしめるために、知識、経験、能力をバランス良く兼ね備え、多様性と適正規模を両立させる体制で構成する。

（取締役会の運営）

第16条　取締役会の運営は、「取締役会規則」に定める。

2　取締役会において、議長は、社外取締役又は社外監査役からの問題提起や質問に対して各担当役員が適時に回答し、自由闊達で建設的な意見交換と議論ができるよう進行する。

3　取締役会事務局は、会議資料を電子メールによる方法で事前に配信し、また、会議資料以外にも、社外取締役又は社外監査役から要請があった場合、その他必要に応じて提供する。

4　取締役会の日程は、各取締役及び各監査役の了承のもと、年間計画で定める。

（監査役・監査役会の役割）

第17条　監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために、独立の機関として取締役の職務執行の監査を行う。

2　監査役は、公正な意思決定を担保するため、取締役会に出席の上、議案の内容を検討し、審議に有用な助言を行う。また、監査役は社外取締役による情報収集に資するため、取締役会その他の機会を通じて社外取締役に対する情報提供及び意見交換を行う。

3　監査役は、監査機能の拡充のための取り組みとして、次の施策を実施する。

（1）監査室、会計監査人との連携及び情報交換等の実施。

（2）常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、常務会、経営企画会議、内部統制システム委員会などの重要な会議への出席と意見の提起、当社事業所への往査、代表取締役との意見交換、執行役員、部門長などからの意見聴取、重要な決裁書類の閲覧など、様々な方法で当社の業務執行の適法性を監査する。

4　監査役会は、全ての監査役で組織し、監査報告を作成するほか、監査の方針、会社の業務及び財務の状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項など、法令又は定款等に基づく諸事項を決定する。

5　監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を１名以上選任する。

6　監査役会は、監査室、各部署の部門長らと連携を図り、監査を実施するとともに、会計監査人とも連携の上、定期的に協議を行うよう努める。

（取締役及び監査役の責務）

第18条　取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーと様々な場面で対話をし、企業価値の向上が株主共同の利益に資するものとなるという共通の認識のもとで行動する。

（独立社外取締役の役割・責務）

第19条　当社の独立社外取締役は、各自の専門的な知識及び経験に基づき、取締役会に上程された、経営方針や経営改善、投資や人事（経営幹部の選解任）、利益相反取引の承認に係る議案等について、審議に参加し、自らの知見に基づき意見を述べ、採決に臨むことで、取締役会の重要な意思決定等について監督を行う。また、独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督するとともに、少数株主等に係る議案等については、経営陣から独立した立場から意見を述べる。

（独立役員協議会）

第20条　当社は、社外取締役及び社外監査役から構成される会社経営に関する協議会（独立役員協議会）を設置している。独立役員協議会は、四半期毎に開催され、経営陣の職務の執行に関する情報交換と認識の共有を図ると共に、必要に応じて取締役、執行役員、部門長の出席を求め、必要事項についての意見聴取を行う。

（会計監査人）

第21条　監査役会は、「監査役会規程」において会計監査人の選定・評価基準を策定し、社外監査役の意見も踏まえて、会計監査人の独立性、専門性について確認する。

2　監査役会は、監査日程や監査体制の確保に務め、会計監査人の適正な監査を確保する。

3　会計監査人、監査役会、監査室は、定期的（基本的に四半期毎）に協議会を実施する。また、会計監査人の求めに応じて、当社の経財部門管掌取締役、経営企画本部管掌取締役及び代表取締役社長は適宜面談を実施する。

4　会計監査人が不正・不備等を発見した場合は、経営企画本部長及び監査役会に報告し、その問題の軽重に応じて、監査役会や弁護士の意見を求め、必要に応じて速やかに開示する体制を確立する。

（取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名）

第22条　取締役及び委任型執行役員（以下、「取締役等」という。）並びに監査役の候補者の指名は、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格、見識及び知見等を十分に考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する。

2　取締役候補者の指名及び取締役の解任は、代表取締役社長が取締役会に提案し、係る提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認する。また、監査役候補者の指名及び監査役の解任は、代表取締役社長が監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会において係る提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認する。取締役会において承認した取締役・監査役の候補者の選任案及び取締役・監査役の解任案は、株主総会に付議する。

3　当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠する。

4　取締役には複数の独立社外取締役を選任する。

5　取締役は外部の研修等を活用し、役員として必要な情報・知見を習得する。

6　個々の取締役及び監査役の略歴等、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類及びアニュアルレポートで開示する。株主総会招集通知の参考書類についは、当社ホームページの「IRニュース」内に掲載する。なお、委任型執行役員については、その経歴等をアニュアルレポートに掲載する。

（取締役等の報酬決定の方針・手続）

第23条　取締役等の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部に業績連動部分を設けている。取締役等の個別の報酬は、経営に関し高い見識を有する第三者の評価を経て決定している。また、当社ではBIP信託制度を導入し、報酬の一定割合を自社株報酬とすることで、取締役等は、株主と中長期的に利益を共有するものとする。

## 第6章　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

（兼任の状況）

第24条　取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示する。

（取締役会の実効性の評価）

第25条　当社では、毎期に各取締役が自己の職務執行状況等について自己評価を行い、その評価に基づき、各取締役は独立した第三者たる有識者（評価委員）と面談の上、評価を受けるものとする。また、取締役会は、社外取締役及び社外監査役によって構成される独立役員協議会において、取締役会の実効性について評価を受けるものとする。その上で、取締役会は、毎年、上記の各取締役の自己評価に基づいた第三者たる有識者（評価委員）の評価、及び取締役会の実効性に対する独立役員協議会の評価を踏まえて、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

## 第7章　情報入手と支援体制

（取締役、監査役の社内情報へのアクセス）

第26条　取締役及び監査役は、必要に応じて会社の情報を入手できるものとし、主要情報については当社システム上で確認できるようにする。

2　社外取締役及び社外監査役からの資料請求については、総務部もしくは監査室が一次的な窓口として対応する。

3　当社は、業務上必要と認められる場合には、社外取締役や監査役又は監査役会が会社の費用で、外部の専門家の助言を得られる体制をとるものとする。

（取締役、監査役のトレーニング方針）

第27条　当社では、取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援する。また、顧問弁護士によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上実施する。さらに、将来的な経営者としての専門的な能力を向上させるべく、年に数名の取締役をより高度で専門的な研修機関に派遣する。また、社外取締役及び社外監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する状況を把握できるよう、各社外取締役及び社外監査役に応じて継続的に情報提供する。監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会が開催する諸研修に参加する。

## 第8章　株主との建設的な対話に関する方針

（株主との対話）

第28条　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主総会の場以外における株主との建設的な対話も重要であると認識し、様々な対話の機会を設定する。株主との対話において、当社は、代表取締役をはじめ各役員が株主の声に耳を傾け、経営方針をわかりやすく明確に説明するなどを基本方針とし、適切な対応に努める。

2　当社では、株主又は投資家等からの面談申込みについては、IR担当取締役を責任者として代表取締役社長を含めて各取締役が積極的に対応する。また、当社では、経営企画本部においてIR専門部署を設置し、関係会社を含め、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制とする。なお、個別面談以外に、決算説明会を年2回開催し、その模様は当社のホームページの「IRニュース」で開示することに加え、不定期に投資家を招いて事業説明会を開催している。さらに、IR活動を通じて得られた株主・投資家からの主な意見や経営課題については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告の上、経営の改善に役立てるものとする。

3　これらの取り組みに際し、当社は、インサイダー取引規制等の観点から、株主との対話では未公表の重要事実を伝達しないものとする。

（経営戦略や経営計画の策定・公表）

第29条　当社グループは、エネルギー自由化によって業界が激変することが予想される中、期待される資本コストを踏まえつつ、当社の基本戦略を、アニュアルレポート等において、明確にする。中長期にわたる収益計画は、3ヶ年の営業利益目標を策定して公表する。

## 第9章　制定及び改廃

第30条　本ガイドラインの制定及び改廃は、取締役会の決議による。

2016年　1月 27日　制　　定
2017年　6月 28 日　改　　訂
2018年　6月 28 日　改　　訂
2018年 12 月 13 日　最終改訂